平成２５年（フ）第１４１号
新潟市南区下塩俵318番地２
破産者　安藤　　武
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
新潟市西区新中浜１丁目11番地１　D
破産者　石黒　征子
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
静岡県賀茂郡河津町縄地524番地、旧住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1588番地
破産者　渡邉　盛夫
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２０４５号
大阪府豊中市桜の町６丁目14番25号　アビタシオンさくら502号室、開始決定時の住所大阪府箕面市牧落５丁目17番Ａ―402号
破産者　中西　康行
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２４号
大阪府東大阪市西石切町３丁目５番29号　セントラル新石切202号、事業所所在地大阪府東大阪市喜里川町２―18
破産者　こはる整骨院こと　木邨　真治
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４号
大阪府吹田市春日４―11―２―216、開始決定時の住所大阪府吹田市春日４丁目２番１―901号
破産者　堀川　征男
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７８号
大阪市天王寺区玉造本町13番13―801号
破産者　西山　佳孝
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６１号
大阪府高槻市登町12番Ａ14―205号
破産者　ユートピアこと　竹内　　強
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８６号
大阪府寝屋川市上神田１丁目16番25号
破産者　森伊　昌嗣
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６号
大阪市平野区長吉出戸２丁目３番36号ドムスⅢ　３Ｆ303、主たる営業所大阪府羽曳野市埴生野577番地の16
破産者　イワオ機械こと　岩尾　　明
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
大分県中津市耶馬溪町大字柿坂1874―３、住民票上の住所大分県中津市耶馬溪町大字柿坂866番地５
破産者　尾川　久髙
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県薩摩川内市西向田町12番12号、前住所大阪府松原市阿保２丁目22番地の１　202号
破産者　中村　康之
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３号
宮崎県日南市大字東弁分甲1031番地１
破産者　井野美沙子
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３４７号
熊本県宇土市石小路町69番地
破産者　今村ヨシ子
1　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
2　一般調査期日　平成25年12月25日午後１時40分
平成25年10月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４８号
熊本県宇城市松橋町松橋1261番地
破産者　芥川　誠二
1　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
2　一般調査期日　平成25年12月25日午後１時50分
平成25年10月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７４号
大阪府岸和田市山直中町641番地の２
破産者　藤田織物工場こと　**藤**田　廣作
1　破産債権の届出期間　平成25年11月21日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午後２時30分
平成25年10月22日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
栃木県下都賀郡壬生町大字上田311番地６
破産者　藤井　　仁
1　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
2　一般調査期日　平成26年１月14日午前10時30分
平成25年10月17日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１５６号
奈良県生駒郡三郷町三室１丁目10番９号
破産者　木野田利枝
1　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月25日午前10時
平成25年10月22日　　奈良地方裁判所